独立行政法人国際協力機構の業務・組織全般の見直し

令和３年８月

外　　務　　省
財　　務　　省
農 林 水 産 省

１．基本的な考え方

独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という。）は、我が国開発協力の実施機関として、開発途上国・地域の経済及び社会の開発等へ寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つであり、政府の開発協力の理念や原則等を定めた「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）では、我が国は開発協力を通じて「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する」こととされ、開発協力の実施の中核を占める機構は、同方針の実現に当たり極めて重要な役割を担う。

現在、国際社会は、新型コロナがもたらす「人間の安全保障」への挑戦という厳しい課題に直面している。また、これまで国際社会の平和と繁栄を支えてきた普遍的価値や国際秩序に対する挑戦、更にはデジタル化の進展、気候変動といった国際社会共通の課題も顕在化している。こうした問題に対応するに当たり、日本にはより一層主導的な役割が求められている。

上記を踏まえ、我が国が重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を推進し、あるいは新型コロナや気候変動への対応をはじめとする地球規模課題への取組を通じた SDGs 達成を加速するに当たって、機構は中心的な役割を果たす必要がある。また、開発協力はその実施を通じて、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献しているところ、引き続きインフラシステムの海外展開や地方創生、外国人材の受入れ・共生といった国内の重要政策にも適切に貢献していくことが求められる。

２．事務及び事業の見直し

（１）　日本の開発協力の重点課題

上記のとおり、機構は現況の国際情勢を踏まえた開発協力の実施において中心的な役割を果たす必要があるところ、各地域の地政学的な特性を踏まえつつ、連結性強化にも資する質の高いインフラ投資に係る取組、債務管理能力を含むガバナンス強化や法制度整備、海上法執行能力強化やサイバーセキュリティ等

の新たな脅威への対応をはじめとして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を重点的に推進する。また、SDGs 達成をはじめとする地球規模課題への取組について、特に新型コロナの収束に向けて保健・医療分野での取組を一層強化するとともに、気候変動対策分野の取組を積極的に実施する。

さらに、ポスト・コロナの国際社会における ICT の重要性を踏まえ、各分野での開発協力においてデジタル技術を活用し、開発課題への対応における DX を推進するとともに、途上国における ICT 基盤整備に係る取組を展開する。

なお、各分野・地域での協力を展開するに当たっては、機構内外における開発協力人材やリソースの確保が喫緊の課題である。従って、既存のリソースは維持しつつ、ICT を含めた重要分野における機構内外における人材及びネットワークの開拓・養成に重点的に取り組む。

（２）　民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

途上国の開発においては民間企業、地方自治体、NGO 等の政府以外の主体が重要な役割を果たしており、民間資金動員の拡大を含め、更なる連携・強化が期待される。加えて、開発協力の実施に際しては、課題解決に対する本邦技術の活用等を通じて、インフラシステム海外展開戦略 2025 等の政府方針の実現をはじめ、本邦企業の海外展開にも貢献することが期待される。従って、海外投融資の実施体制強化や本邦企業が有するリソースを活用した事業の推進、民間連携事業後のビジネス実現に繋げるための取組強化、機構事業に参画する企業等の裾野拡大、民間連携に係る人材の育成等、連携強化に向けた措置をとる。

（３）　多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化と裾野の拡大

現場のニーズの把握や迅速な対応を確保するため、国内の大学・研究機関、JICA 海外協力隊、地方自治体、NGO をはじめとする市民社会等が有する強みや経験を活用することが重要である。また、そうした取組を通じて、大学や地方の国際化・活性化にも貢献することが期待される。従って、多様な主体との連携を通じた組織風土・意識の改革やイノベーション推進にも留意しつつ、引き続き各主体との連携に向けた取組を強化する。この際、特に JICA 海外協力隊に応募する人材の確保や帰国後の活躍に向けた支援に積極的に取り組む。

また、我が国に在留する外国人が増加傾向にある中、外国人材受入れ・共生は政府全体で取り組むべき課題となっている。在留外国人の多くは途上国出身であり、機構が推進する途上国の経済開発にも密接に関係しうる。従って、機構は途上国での事業を通じて得た知見やネットワークを活用し、外国人材受入れ・共生に係る取組にも適切な貢献を行う。

なお、大学との連携の一環として第 4 期中期目標期間中に実施してきた「JICA 開発大学院連携」等については、新興ドナーを含め様々なドナーが存在感を示す

中で、日本独自の開発経験やドナーとしての経験の共有を通じ、知日派・親日派リーダーの育成にも貢献するものであり、引き続き取組を推進していく。

（４）　事業実施基盤の強化

国民の税金を原資とする開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。これを踏まえ、国・地域や課題毎に訴求力のある一貫したナラティブを構築・発信するなど、より戦略的な国内外への情報発信を通じ、我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進する。

また、事業評価を通じた事業効果の向上や、多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保、事業への活用に向けた開発協力に係る知見の蓄積・強化は機構事業を実施する上での基盤となるものであることから、引き続き強化を図る。特に、専門知識と右を伝達可能な語学等のコミュニケーション能力、そして開発協力に携わる意思を持つ開発協力人材の養成・確保は既に喫緊の課題となっているところ、同分野での取組を重点的に強化する。国際緊急援助隊についても、引き続き適切な体制整備・強化に努める。

さらに、１．「基本的な考え方」に記載の国際情勢を踏まえ事業の一層の戦略性強化を図ることや、各援助スキームの有機的な実施を含め効果的な開発協力に向けた不断の制度改善を行うこと、そして国際機関や他ドナー、関連する公的機関等と連携しその知見・リソースを有効に活用すること、国際的な援助潮流の形成に参画し我が国の発言力・プレゼンスの強化を図ることも、機構事業を効果的に展開していく上で不可欠である。加えて、機構事業が環境及び社会への影響についての十分な配慮の下で実施されること、機構事業に係る不正腐敗を防止することは、事業実施の大前提となるものである。従って、これらの取組も事業実施基盤強化の一環として積極的に推進する。

３．組織形態・組織体制の見直し

国内外の情勢や外交政策等を踏まえ、効果的に開発協力を実施すべく、その都度の情勢に応じた機動的な組織体制の見直しを不断に行う。

また、ポスト・コロナの開発協力を実施する上では、２．（１）に記載の事業内容の DX だけでなく、業務のプロセスにおけるデジタル化を進めることが重要である。従って、全組織的に業務プロセス改善とデジタル化を推進するとともに、その際適切な情報セキュリティ対策を講じることを徹底する。

なお、第 5 次男女共同参画基本計画では、独立行政法人の各役職に占める女性の割合について、令和 7 年度末までに役員を 20%、部長相当職及び課長相当職を 18%とする成果目標を掲げているところ、これを踏まえた取組を推進する。

４．その他

（１）　安全対策

事業関係者の安全の確保や安全意識の向上は、機構が事業を実施する上での大前提である。実施してきた「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策を踏まえつつ、引き続き関係者の安全対策に係る意識が希薄化することのないよう、改めて各種対策や関係者の意識向上に取り組む。また、現在、新型コロナの世界的な流行により、機構事業及び関係者に多大な影響が生じていることから、引き続き同感染症に係る状況を注視しつつ、関係者の安全を第一に、派遣・退避等のオペレーションを迅速・確実に実施する。

（２）　業務運営体制の整備

① 業務運営の効率化、適正化

業務改善・事務集約化の取組等を通じ、引き続き効率的な業務の推進に取り組む。また、公正かつ透明な調達手続きによる適正、迅速かつ効果的な調達を実現するため、引き続き毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況を評価・公表する。さらに、透明性向上や説明責任の一層の確保のため、法人の事務・事業の特性等を踏まえた給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

② 内部統制

第 4 期中期目標期間において、運営費交付金事業の予算執行管理に係る問題が生じたことを受け、引き続き内部統制・ガバナンスの強化に取り組む。この際、役員及び理事会が果たす役割の重要性に留意し、理事等の強いリーダーシップの下で、適切なガバナンスや業務資源の配分、業務の進捗状況の把握等が的確に行われることを確保する。また、国民に対する説明責任を果たすため、内部統制の実施を通じて不正・腐敗の防止、リスク管理の徹底、法令遵守態勢の一層の整備を図る。

（３）　財務内容の改善

予算執行管理等に係る問題の再発防止のため、運営費交付金を充当する事業に関して、適正な予算執行管理を徹底するための措置を引き続き実施し、予算執行に関する不断の見直し・改善に取り組む。また、民間資金を含め多様な資金の開発協力への動員が重要性を増しているところ、引き続き、自己収入等の確保とその適正な管理・運用に努める。

（了）